

令和8年度第1回京都市1.5℃を目指す 地球温暖化対策推進本部会議

次第

日時：令和8年5月14日（木）
16時00分～16時30分
場所：分庁舎第5・6会議室

1 開会

2 議題

- (1) 京都市地球温暖化対策条例の改正及び京都市地球温暖化対策計画の改定について（報告）
- (2) 京都市の地球温暖化対策の更なる推進について
 - ① 2050年カーボンニュートラルに向けた具体的な施策の立案について
 - ② 京都市役所CO₂削減率先実行計画〈2021-2030〉の改定について
 - ③ 今後の進め方について（部会の設置、検討スケジュール）

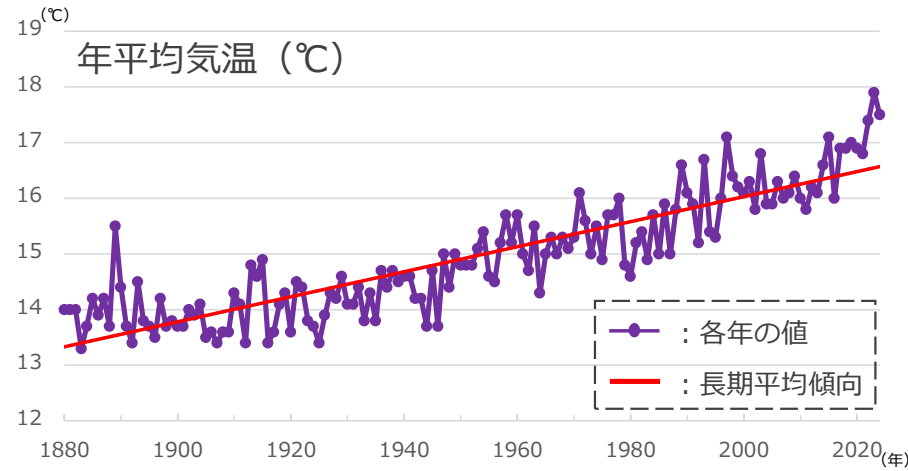
3 本部長訓示

4 閉会

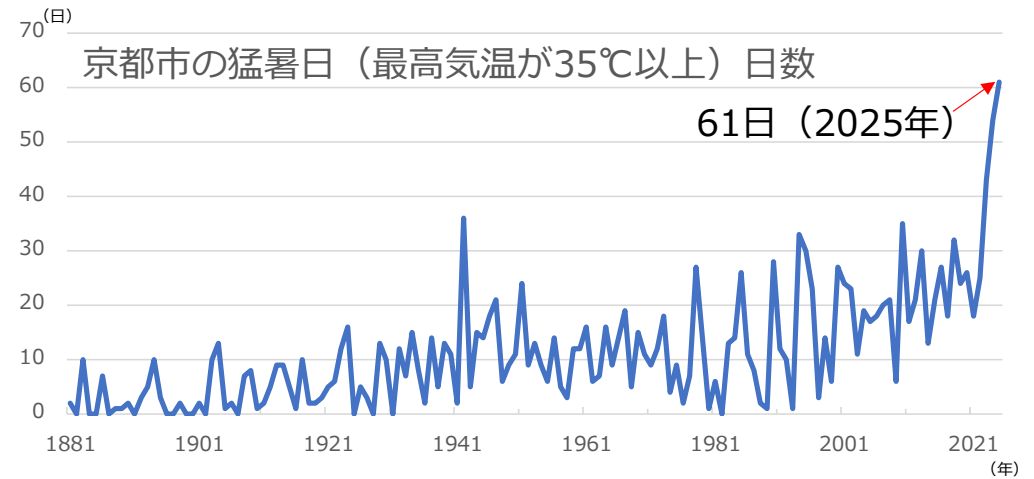
**議題(1) 京都市地球温暖化対策条例の改正
及び京都市地球温暖化対策計画の
改定について（報告）**

気候変動の影響の一層の顕在化・深刻化

京都市では、都市化の影響も加わり、
気温が上昇傾向（100年あたり約2℃）



2025年の猛暑日は過去最多の61日
（観測史上初めて、60日超）



豪雨による土砂崩れ・水害



（令和2年7月）

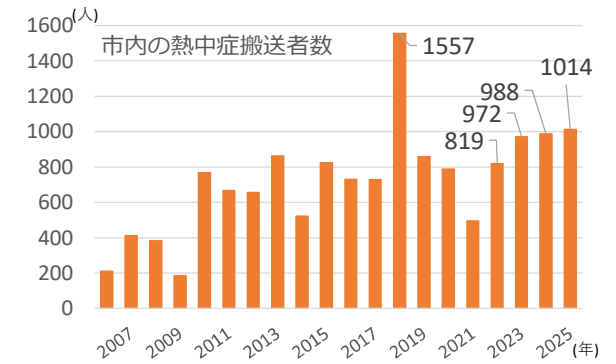
2025年には線状降水帯発生により、中京区において最大1時間降水量102ミリ（観測史上最多）を観測し、道路が冠水

ニホンジカの増加→林床植生の激減



ニホンジカによるチマキザサの新芽の食害

熱中症リスクの増加



これまでの取組の経過

- 1997年 COP3・京都議定書誕生、市地球温暖化対策計画 策定
- 2004年 市地球温暖化対策条例 制定（全国初）
- 2009年 環境モデル都市 選定
- 2010年 条例全部改正
- 2011年 地球温暖化対策計画〈2011-2020〉策定
- 2015年 COP21・パリ協定 低炭素から脱炭素へ
- 2017年 京都議定書誕生20周年
「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」
- 2019年 IPCC総会京都市開催「IPCC京都ガイドライン」、
「1.5℃を目指す京都アピール」
全国に先駆けて「2050年CO₂排出量正味ゼロ」表明
- 2020年 国「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」表明
条例改正「2050年ゼロ」目標の明記
- 2021年 地球温暖化対策計画<2021-2030>策定
- 2022年 脱炭素先行地域 選定
- 2026年 条例改正
地球温暖化対策計画<2021-2030>改定



COP3



2030年度「46%以上」に引き上げ
2035年度60%、2040年度73%を
新たに設定

地球温暖化対策の見直し（条例改正・計画改定）

【見直し内容】

地球温暖化対策に係る社会情勢の変化を踏まえ、令和8年3月、条例について削減目標に係る改正を、計画について主に削減目標及び取組の強化・拡充に係る改定を行った。

【ポイント】

温室効果ガス排出量削減目標

① 2030年度目標

46%以上削減に引き上げ（46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していく。）

② 2035年度及び2040年度目標

2035年度60%削減、2040年度73%削減を新たに設定

※ 2050年カーボンニュートラルに向け、弛まず削減を進めていくための経路

取組の強化・拡充

① 2030年度目標の達成に向けて

・ ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進める。
特に、再エネ・自家消費(※)の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図る。

※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること

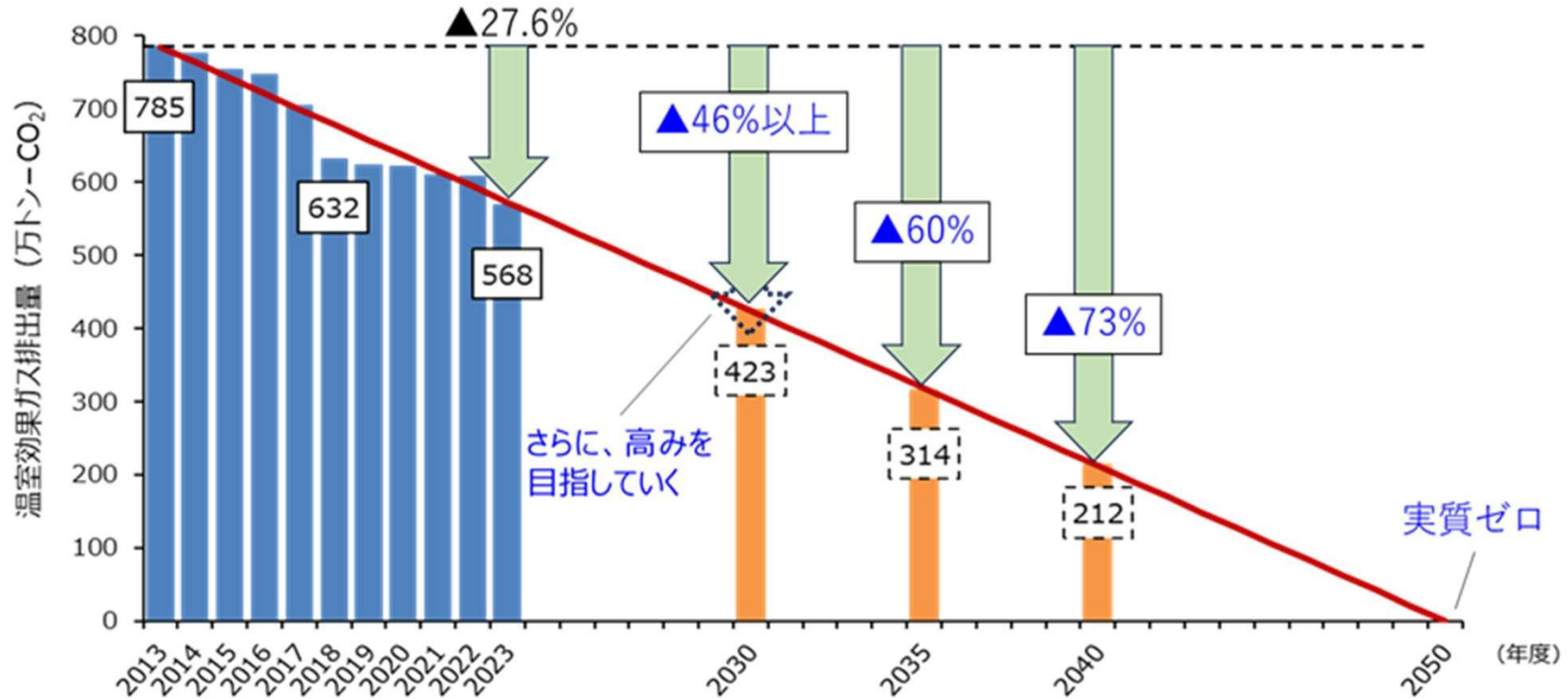
・ 森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進める。

② 2050年ゼロの実現に向けて

・ イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進する。

2050年ゼロに向けた削減目標・実績等

【目標】 基準年度（2013年度）から、2030年度までに46%以上、2035年度までに60%、2040年度までに73%削減
 【実績】 最新実績（2023年度）で、▲27.6%の削減



2030年度の削減目標（46%以上削減）達成に必要な取組の水準

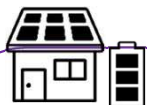
- 省エネ：2023年度比で9%以上の削減
- 再エネ：消費電力に占める再エネ比率を40%以上に引上げ（現状約27%）

京都市地球温暖化対策条例・計画<2021-2030> 2026年3月改定



2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ

条例の義務規定、計画における取組について、代表的なものを記載
〔●：条例の義務規定〕



エネルギー

- 建築物への再エネ設置義務
(義務量と対象となる建築物の規模を拡大(2022~))
- 上記義務に連動した太陽光発電上乘せ設置促進補助(重点対策加速化事業)
- 太陽光発電設備や蓄電池等導入への補助、導入促進に向けた基盤整備
- 次世代型太陽光発電の早期実装化に向けた調査・支援
- バイオマスなどの地域資源の活用推進



ライフスタイル

- 「京都発脱炭素ライフスタイル」の普及・定着(2050京創プラットフォーム等)
- ZEH等の普及促進、省エネ改修の推進、環境性能の高い既存住宅の流通活性化
- 省エネ家電・給湯器などへの買換え促進
- 環境学習プログラム「こどもエコライフチャレンジ」の実施
- グリーン人材の育成

2030年度

温室効果ガス ▲46%以上(2013年度比)
省エネ ▲9%以上(2023年度比)
再エネ比率 40%以上



4分野の転換

+
森林・農地等の吸収源対策



ビジネス

- 大規模排出事業者：排出削減計画書制度
(目標削減率を約2倍に(2023~))
- 中規模事業者：エネルギー消費量等報告書制度(2022~)
- ZEB化の推進、高効率機器等の導入支援
- スタートアップ企業の支援



モビリティ

- 大規模排出事業者：次世代自動車等の導入義務(新車購入時2/3以上(2023~))
- 公共交通優先のまちづくりの推進
(市バス・地下鉄の利便性向上、歩行者優先の魅力的なまちづくり推進、自動車交通の役割拡大等)
- EV・PHEV等の次世代自動車の普及促進、充電設備の設置促進

市会海外行政調査団からの提言の反映

市会海外行政調査団から、令和8年3月4日に緊急提言書が提出され、計画改定に反映している。今後、最終提言が取りまとめられ、提出される予定。

海外行政調査の概要

- 1 調査目的
2050年の脱炭素社会への着実な転換を目指し、更なる再生可能エネルギーの普及施策の構築など、実現可能な制度設計に向けた提言を行うため、先進事例を調査するもの
- 2 調査先
ウィーン市（オーストリア共和国）
- 3 調査期間
令和8年1月25日～1月30日（6日間）

緊急提言の項目及び改定計画への反映内容

- 1 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた関係局の政策を確立すること。
→「計画の基本的事項」に「2050年までを見据えた、より具体的な施策の立案・目標設定」の項目を追加し、施策等を今後検討していく旨を記載。
- 2 国や府と連携して、バイオマスや地熱・地中熱エネルギーの利用に向けた政策を構築すること。
→「温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）」のエネルギーの分野において、「森林バイオマスの活用」に関する記載内容を充実するとともに、新たに「地熱・地中熱の活用」に関する記載を追加。
- 3 国に先駆けて専門家の知見を積極的に求め、次代を見据えた育成を強化すること。
→「計画の基本方針」の「各主体の役割」の「京都市の役割」において、幅広い専門家との連携や知見を深めていくこと等を追加。

議題(2) 京都市の地球温暖化対策の更なる 推進について

**① 2050年カーボンニュートラルに
向けた具体的な施策の立案について**

ロードマップの策定

- 脱炭素社会の実現には、市民・事業者と目標を共有し、弛むことなく共に取組を進めていくことが重要であり、今回の条例改正・計画改定では、2035年度及び2040年度の削減目標を掲げた。
- 2050年カーボンニュートラルをどのように実現していくのか、バックキャストの考え方に立ち、市会海外行政調査団からの提言、また、海外や国内の先進事例も踏まえ、2030年度以降を期間とする次期計画の策定を待つことなく、具体化していく必要がある。
- 2050年までを見据えた具体的な施策について、その目標設定を含めて検討を進め、可能なものから市役所が先頭に立って取り組み、あらゆる主体の積極的な行動につなげていくことで、温室効果ガス排出量削減の加速化を図る。



<2050年までの施策のロードマップを策定>

- ① 新たに定めた中期的な削減目標（2035年度▲60%、2040年度▲73%）について、部門ごとの削減見込量を提示
- ② ①を踏まえ、その実現に向けた施策・取組について、到達に必要なレベルや目標を含めて検討、取りまとめ

**② 京都市役所 C O 2 削減率先実行計画
<2021-2030>の改定について**

京都市役所CO2削減率先実行計画の概要

1 位置付け

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)
- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく中長期計画

2 計画の対象範囲

(1) 対象組織、施設

- 本市のすべての組織（外郭団体、地方独立行政法人を除く）
- 本市のエネルギー管理権原が及ぶ施設（市営住宅を除く）

(2) 事務事業の範囲

- すべての市の事務事業
- 指定管理者制度による施設の運営に係る指定管理者の事務事業
- 外部委託について、受託者等に対する措置要請

3 削減目標

2030年度までに、京都市役所から排出する温室効果ガスを46%削減（2013年度比）

※ 計画については、取組状況などを踏まえて、5年を目途に必要な見直しを行うこととしており、令和8年度に見直しを行う。

部門別排出見込量及び削減見込量

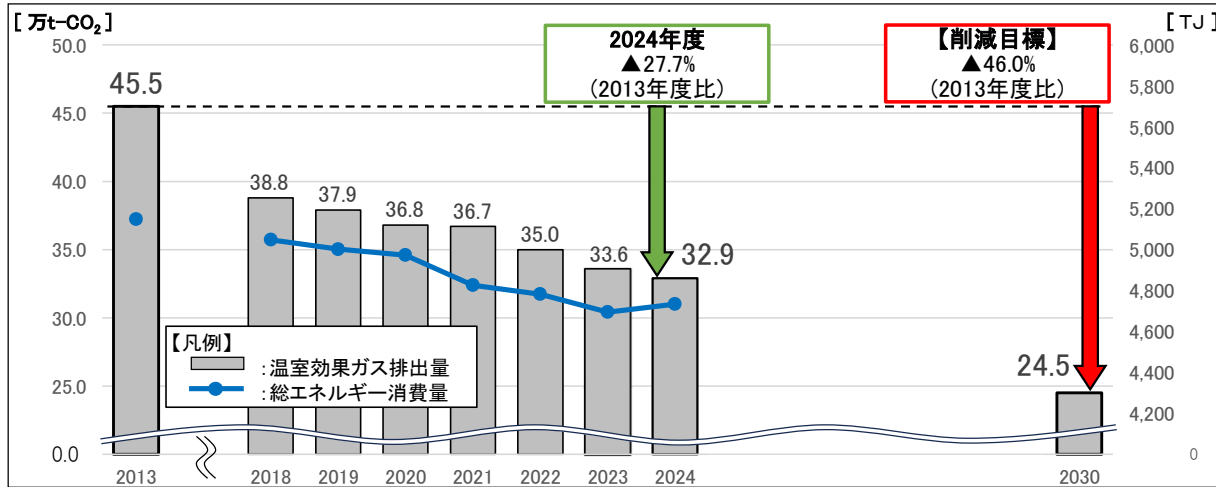
(万t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)	2018年度 排出量	2030年度 見込量	2013年度比削減量		2018年度比削減量	
				削減量	削減率	削減量	削減率
総排出量 (削減効果量等を含む)	45.5	38.8	24.5	▲20.9	▲46.0%	▲14.3	▲36.8%
総排出量	45.5	38.8	27.2	▲18.3	▲40.2%	▲11.6	▲30.0%
事務系	1.9	1.4	1.1	▲0.9	▲44.9%	▲0.3	▲23.1%
事業系 (うち 廃棄物処理事業)	27.6 (16.1)	24.2 (15.7)	17.7 (11.3)	▲9.9 (▲4.7)	▲35.8% (▲29.5%)	▲6.5 (▲4.5)	▲27.0% (▲28.4%)
(うち 上下水道事業)	(10.5)	(7.7)	(6.0)	(▲4.5)	(▲43.0%)	(▲1.8)	(▲22.7%)
市民サービス系 (うち 交通事業)	15.9 (8.8)	13.2 (7.4)	10.4 (6.4)	▲5.6 (▲2.3)	▲34.9% (▲26.5%)	▲2.8 (▲1.0)	▲21.5% (▲12.9%)
追加削減量	-	-	▲2.0	▲2.0	-	▲2.0	-
削減効果量	-	-	▲2.6	▲2.6	-	▲2.6	-

部門	内容	具体例
事務系	事業系、市民サービス系に属さない、その他全ての事務事業	市役所本庁舎、消防局本庁舎、上下水道局総合庁舎、区役所・支所、出先の事業所、倉庫、研究所など
事業系	市民生活の維持に必要な事業	廃棄物処理事業、市場運営事業、上下水道事業
市民サービス系	市民の利用に供するための施設でそのサービスの維持・向上や増客・増収を図りつつ対策に取り組む必要があるもの	交通事業、学校・園、文教施設、運動・公園等施設、福祉施設、保健衛生施設など

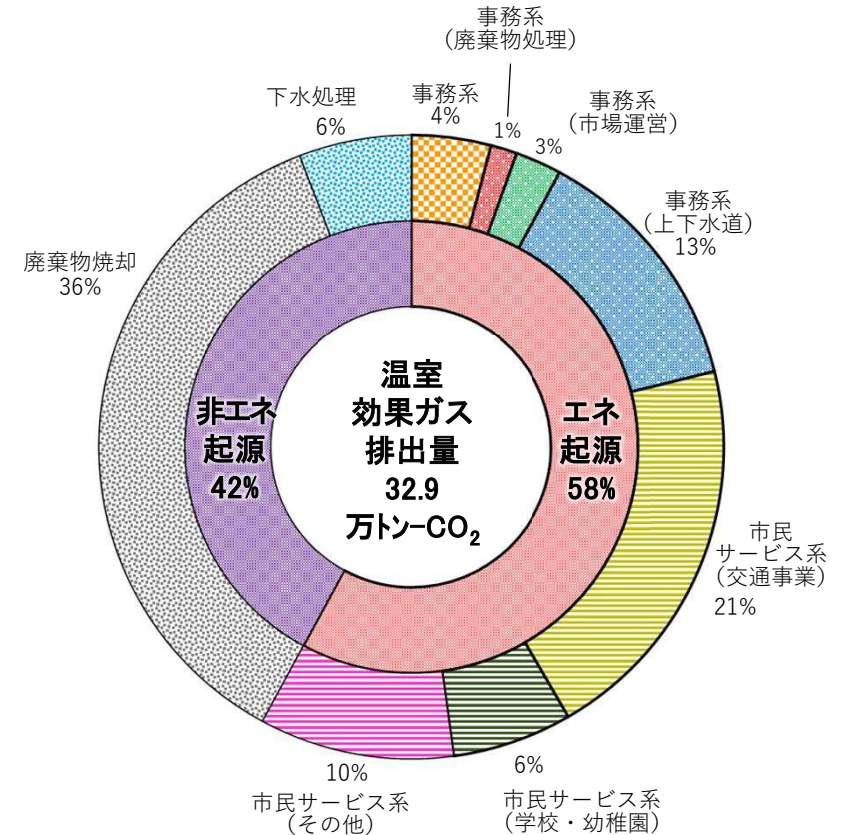
京都市役所における温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量(経年)



温室効果ガス排出量(局別内訳)

局区等	2013年度	2018年度	2024年度	2018年度からの増減
環境政策局	159,323	158,136	125,894	▲ 32,243
交通局	72,073	74,776	67,887	▲ 6,889
上下水道局	106,161	98,433	63,639	▲ 34,794
教育委員会事務局	24,027	21,774	22,872	▲ 1,098
保健福祉局	18,496	15,938	12,565	▲ 3,373
文化市民局	12,609	10,210	10,869	▲ 659
産業観光局	10,798	9,608	9,747	▲ 139
消防局	4,579	4,679	3,984	▲ 695
区役所・支所	4,229	3,747	3,234	▲ 513
子ども若者はぐみ局	—	2,892	2,398	▲ 494
建設局	3,385	3,260	2,044	▲ 1,216
都市計画局	259	2,566	1,690	▲ 876
行財政局	1,641	1,947	1,621	▲ 326
総合企画局	1,612	1,175	767	▲ 408



温室効果ガス排出量(部門・事業別内訳)

温室効果ガス排出量削減に向けた更なる取組の強化

率先実行計画に掲げる削減目標の達成、さらには、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市内最大の排出事業者である京都市役所において、更なる取組の強化を図る必要がある。

そのため、令和8年3月に改正・改定した京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画に基づき、率先実行計画についても、今後、中間見直しを実施する。

<取組強化の方向性>

- 1 省エネの推進** 現行の省エネ取組を着実に推進+更なる省エネ化の取組
(省エネ性能の高い機器への更新、市有施設のZEB化、公用車の共用化 等)
- 2 再エネの導入促進** 再エネ設備導入、市有施設で使用する電力の再エネ100%化を促進
(市有施設の太陽光発電設備設置、再エネ100%電力調達、CC電力活用 等)
- 3 脱炭素化に向けた使用エネルギーの転換** 化石燃料の使用量削減に向けた、電化等の燃料転換の推進
(設備の電化、公用車や市バスの電動化 等)

<中間見直しのスケジュール>



③ 今後の進め方について

部会の設置

- 具体的な検討を進めていくため、**本部の下に部会を設置**する。
（名称「2050年の脱炭素社会実現に向けた施策検討部会」（仮称））
- **2050年からのバックキャストिंगによる、**中期的な削減目標の実現に向けた施策・取組について、到達に必要なレベルや目標※を含め、**様々な可能性を部会で検討のうえ、2050年までのロードマップ案、率先実行計画の改定案を取りまとめる。**
 - ※ 住宅ストックの省エネ性能や次世代自動車普及率など、テーマごとに主要な項目について目指すレベルや目標を設定
- テーマごとに関係所属が協議して検討を進め、部会として検討内容の共有、取りまとめを行う。

<構成メンバー>（想定）

- ・ リーダー : 地球環境・エネルギー担当局長
- ・ サブリーダー : 地球温暖化対策室長
- ・ メンバー : 各局等庶務担当部長、財政室長、
エネルギー政策部長、脱炭素地域創出促進部長

主な検討テーマ

○ 建築物

新築建築物はもとより、既存建築物における省エネ化（断熱、省エネ機器の導入促進等）の検討

○ モデル事業

脱炭素先行地域事業における次世代脱炭素街区のように、再開発等の機会を捉えた、電気や熱の地域融通、エネマネ等のモデル実施の可能性の検討

○ 太陽光

ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽光発電の普及拡大

○ 地熱・地中熱・バイオマスなどの再エネ

更なる活用のポテンシャルの調査・利用促進策の検討

○ 交通

都市交通におけるエネルギー効率の向上及び脱化石燃料化の観点からの検討

○ 制度の強化拡充

地球温暖化対策条例で規定している建築物への再エネ設備設置義務、事業者排出量計画書制度、エネルギー使用量報告書制度など、制度の強化、拡充の方向性

○ 率先実行計画

市有施設のZEB化や使用電力の脱炭素化、公用車や市バス、地下鉄の脱炭素化 など

検討スケジュール

5/14	● 本部会議 ※ 検討開始、部会設置
5月中	○ 部会 ※ キックオフミーティング
6月 ～12月	・ テーマごとに関係所属が協議 ※ 特に前半期間において、ポイントとなる施策・取組を重点的に協議 ・ ロードマップ（案）、率先実行計画（改定案）の作成
12月 ～1月	○ 部会 ● 本部会議 ※ロードマップの作成、率先実行計画の改定